

## 第6章 病床機能報告の結果

### 1 病床機能報告制度について

#### (1) 病床機能報告制度の目的

○病床機能報告制度とは、医療法第30条の13に基づき、平成26年度から始まった制度であり、医療機関が、その有する病床（一般病床及び療養病床）において担っている機能の現状と今後の方向を選択し、病棟単位で都道府県に毎年度報告することにより、医療機関の自主的な取組を進めることを目的としています。

#### 【医療法（抜粋）】

第30条の13 病院又は診療所であって一般病床又は療養病床を有するもの（以下「病床機能報告対象病院等」という。）の管理者は、地域における病床の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、当該病床機能報告対象病院等の病床の機能に応じ厚生労働省令で定める区分<sup>(注1)</sup>（以下「病床の機能区分」という。）に従い、次に掲げる事項を当該病床機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

- (1) 厚生労働省令で定める日（次号において「基準日」<sup>(注2)</sup>という。）における病床の機能（以下「基準日病床機能」という。）
- (2) 基準日から厚生労働省令で定める期間<sup>(注3)</sup>が経過した日における病床の機能の予定（以下「基準日後病床機能」という。）
- (3) 当該病床機能報告対象病院等に入院する患者に提供する医療の内容
- (4) その他厚生労働省令で定める事項<sup>(注4)</sup>

(注1) 厚生労働省令で定める区分等については、下表を参照。

#### ＜病床機能報告における病床の機能の区分及び定義＞

病床の機能の区分	機能の内容
高度急性期機能	急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、診療密度の特に高い医療を提供するもの
急性期機能	急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、医療を提供するもの（高度急性期機能に該当するものを除く。）
回復期機能	急性期を経過した患者に対し、在宅復帰に向けた医療又はリハビリテーションの提供を行うもの（急性期を経過した脳血管疾患、大腿骨頸部骨折その他の疾患の患者に対し、ADLの向上及び在宅復帰を目的としたリハビリテーションの提供を集中的に行うものを含む。）
慢性期機能	長期にわたり療養が必要な患者（長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む。）、筋ジストロフィー患者、難病患者その他の疾患の患者を含む。）を入院させるもの

(注2) 基準日は、毎年度の7月1日。

(注3) 基準日から厚生労働省令で定める期間は、6年間。

(注4) 厚生労働省令で定める事項は、医療機関の構造設備、人員の配置等。

○都道府県は、報告された事項を公表しなければならないこととされており、報告された情報を広く公表することで、関係者が地域の医療体制について共通認識を形成し、地域医療構想の推進に向けた各医療機関の自主的な取組や相互の協議が進むよう促すとともに、患者や住民が自身に合った適切な医療機関を受診し、地域の医師が患者を適切な医療機関へ紹介できるような環境の整備を進めていきます。

## (2) 病床機能報告制度の公表の仕方

○病床機能報告制度においては、医療機関が、その有する病床について、

- ・担っている病床の機能（現在、将来）
- ・構造設備、人員配置等に関する項目
- ・具体的な医療の内容に関する項目

を報告することとなっています。

○また、報告内容のうち、「担っている病床の機能（現在、将来）」については、機能別に現在の病床数を報告するだけでなく、6年後及び2025年の将来の病床の予定値も報告されます（ただし、2025年の予定値の報告は任意です。）。

なお、報告される病床数は、医療機関の自主選択によります。

○医療機関からの報告内容は、鳥取県のホームページの「とりネット」に掲載し、公表していきます。

## (3) 地域医療構想調整会議での情報活用

○地域医療構想調整会議では、地域医療構想の実現に向けた各医療機関の自主的な取組等の進捗状況を共有し、また、構想区域単位での必要な調整を行うこととなりますが、そのために必要な情報として、病床機能報告制度で報告された情報を活用する予定です。

## 2 病床機能報告の結果

### (1) 平成26年度報告の結果

#### ①平成26年7月1日現在の病床の機能別病床数（医療機関の自主選択）

構想区域		全体	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	無回答
東部	鳥取市、 岩美郡、 八頭郡	2,681	775	813	235	858	0
中部	倉吉市、 東伯郡	1,294	301	411	228	335	19
西部	米子市、 境港市、 西伯郡、 日野郡	3,034	678	1,438	312	606	0
合計		7,009	1,754	2,662	775	1,799	19

(2) 平成27年度報告の結果

①平成27年7月1日現在の機能別病床数（医療機関の自主選択）

構想区域		全体	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	無回答
東部	鳥取市、 岩美郡、 八頭郡	2,773	405	1,199	229	927	13
中部	倉吉市、 東伯郡	1,331	106	601	330	275	19
西部	米子市、 境港市、 西伯郡、 日野郡	3,048	665	1,395	353	617	18
合 計		7,152	1,176	3,195	912	1,819	50

②平成33年7月1日時点の機能別病床数（医療機関の自主選択）

構想区域		全体	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	無回答
東部	鳥取市、 岩美郡、 八頭郡	2,773	489	1,058	277	927	22
中部	倉吉市、 東伯郡	1,331	106	557	374	275	19
西部	米子市、 境港市、 西伯郡、 日野郡	3,048	665	1,238	497	589	59
合 計		7,152	1,260	2,853	1,148	1,791	100

